

三田尻港港湾施設美化の会補助金交付要綱

平成18年6月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田尻港港湾施設美化の会の活動経費の一部を補助することにより、活動の促進を図り、三田尻港の環境整備の向上に資することを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 三田尻港港湾施設美化の会は、補助金を受けようとするときは、三田尻港港湾施設美化の会補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、三田尻港港湾施設美化の会補助金交付決定通知書（第2号様式）を三田尻港港湾施設美化の会に交付する。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた三田尻港港湾施設美化の会が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に三田尻港港湾施設美化の会補助金請求書（第3号様式）を提出するものとする。

(事業実績報告)

第6条 三田尻港港湾施設美化の会が事業を完了したときは、直ちに決算書及び事業報告書を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な

事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 防府市長

住 所
名 称

印

三田尻港港湾施設美化の会補助金交付申請書

このことについて、三田尻港港湾施設美化の会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|--------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 年度予算額 | 別紙のとおり | |
| 3 | 年度事業計画書 | 別紙のとおり | |

第 2 号様式

防 河 第 号
平成 年 月 日

三田尻港港湾施設美化の会
会長 様

防府市長



三田尻港港湾施設美化の会補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のありました、三田尻港港湾施設美化の会補助金については、下記のとおり交付決定をいたしましたので、三田尻港港湾施設美化の会補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

三田尻港港湾施設美化の会補助金交付決定額 金 円

第3号様式

補助金交付請求書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

内 訳 三田尻港港湾施設美化の会補助金として

平成 年 月 日付け防河第 号で決定通知のあった補助金について、三田尻港港湾施設美化の会補助金交付要綱第5条の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(あて先) 防府市長

住 所

名 称



【口座振込依頼の方は枠内に記入してください。】

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合								
	支店・支所・出張所								
口座番号								種別	1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで記入 願います									